

## ○尼崎市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要綱

平成 21 年 7 月 31 日

最終改正：令和 5 年 4 月 1 日

(この要綱の趣旨)

**第 1 条** この要綱は、本市が締結する工事請負契約（以下「契約」という。）について、法令及び本市の規則、訓令その他の規程によるほか、簡易型総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札の試行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 簡易型総合評価落札方式 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）の実施により落札者を決定する方式のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事において導入される簡易なものをいう。
- (2) 総合評価競争入札 簡易型総合評価落札方式による総合評価一般競争入札をいう。

(対象工事)

**第 3 条** 簡易型総合評価落札方式の対象となる工事は、競争入札実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日施行）第 4 章に定める制限付一般競争入札の実施により契約の相手方を決定することが予定される工事であり、かつ、入札者に係る簡易な施工計画及び施工能力等（以下「技術提案等」という。）並びに入札価格を総合的に評価したうえで落札者を決定することが妥当又は必要と認められる工事で、総合評価技術審査会による審査を経たものとする。

(落札者決定基準の策定等)

**第 4 条** 政令第 167 条の 10 の 2 第 3 項の規定により市長が定める落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 第 7 条第 1 項の規定により定める評価基準
- (2) 第 8 条第 1 項に規定する評価の方法
- (3) 第 9 条に規定する落札者の決定の方法
- (4) その他市長が必要と認める基準

2 落札者決定基準は、総合評価技術審査会の審査を経て定めるものとする。

(総合評価技術審査会)

**第 5 条** 第 3 条、前条第 2 項、第 12 条及び第 18 条第 3 項の規定によりその役割を担わされた事項その他総合評価競争入札の運用等に関することについて審査させるため、総合評価技術審査会（以下「審査会」という。）を工事の施行を所管する局（都市整備局以外の局の課長が当該工事の施行に関する事務の執行を都市整備局の工事担当課長に依頼した場合は、都市整備局。以下「工事所管局」という。）に設置する。

2 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、工事所管局の長が定める。

(学識経験者)

**第 6 条** 市長は、政令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定により、落札者決定基準の策定及び落札者の決定に係る意見を聴くために、同条第 4 項に規定する学識経験者（以下「学識経験者」と

いう。)を委嘱するものとする。

- 2 学識経験者の選定、委嘱の手續等は、工事所管局において行うものとする。
- 3 学識経験者の委嘱の期間その他必要な事項は、工事所管理局の長が定める。

(評価基準)

**第7条** 評価基準には、技術提案等に係る評価項目及び得点配分その他評価に必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の評価項目及び得点配分は、工事の種類、規模、難易度等に応じて、別表に掲げる評価項目及び配点の中から設定するものとする。

(評価の方法等)

**第8条** 評価は、標準点に加算点を加えて得たもの(以下「技術評価点」という。)を入札価格(消費税及び地方消費税相当額を除いた価格。以下同じ。)で除して得た数値に10,000,000を乗じて得た数値(小数点第3位未満に端数があるときは、これを四捨五入する。以下「評価値」という。)により行う。

- 2 前項の標準点は、提出された第11条第1項に規定する技術資料(第10条第1号及び第4号において「技術資料」という。)が要件を満たすものであれば、100点とする。
- 3 第1項の加算点は、各評価項目の得点を合計したものに換算係数(10を加算点の満点の数値で除して得た数値をいう。)を乗じて得た数値(小数点第3位未満に端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

(落札者の決定の方法)

**第9条** 落札者は、次の各号に掲げる要件を満たす入札参加業者のうち、評価値の最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格以下であること。
- (2) 最低制限価格を設定した場合にあっては、入札価格が当該最低制限価格を下回っていないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合評価競争入札に参加する者に必要な資格を有し、かつ、当該総合評価競争入札に関する条件を満たした入札をしていること。

- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札の公告等)

**第10条** 市長は、総合評価競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の10の2第6項の規定により公告しなければならない事項のほか、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 技術資料の提出に関すること。
- (2) 入札価格以外の評価項目及びその配点に関すること。
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 技術資料の記載内容の履行の確保に関すること。
- (5) 入札結果の公表に関すること。
- (6) 入札価格以外の評価について疑義が生じた場合における当該評価の理由についての説明の要求に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項

(総合評価競争入札への参加申請等)

**第11条** 総合評価競争入札に参加しようとする者は、市長が指定する期限までに、入札参加申込書、技術提案等を評価するために必要な書類(以下「技術資料」という。)その他市長が必要と認める図書(以下これらを「入札参加申込書等」という。)を提出しなければならない。

2 技術資料は、市長が別に指定する様式によるものとする。

(技術評価の審査)

**第12条** 市長は、落札者決定基準及び技術資料に基づき各入札参加業者の技術評価点を算出し、その評価（失格の判断を含む。）の内容について審査会に審査させるものとする。

(入札結果の公表)

**第13条** 市長は、第1号、第2号、第5号から第11号までに掲げる事項について総合評価競争入札の実施により落札者を決定した後、第3号及び第4号に掲げる事項については契約締結後、速やかに公表するものとする。ただし、不調となった場合は、この限りではない。

- (1) 工事名
- (2) 入札日
- (3) 予定価格
- (4) 最低制限価格
- (5) 入札参加業者の名称
- (6) 各入札参加業者（失格となった入札参加業者を除く。次号及び第8号において同じ。）の標準点、加算点（評価項目別の内訳を含む。）及び技術評価点
- (7) 各入札参加業者の入札価格
- (8) 各入札参加業者の評価値
- (9) 落札者名
- (10) 落札金額
- (11) 入札参加業者のいずれかが失格となった場合にあっては、その旨（落札者の決定の通知）

**第14条** 市長は、落札者が決定したときは、速やかにその旨を、当該落札者に書面により通知するものとする。

(履行義務事項の履行の確保)

**第15条** 契約の締結に当たり、落札者が提出した技術資料は、その契約書の添付図書の一部とする。

2 落札者は、自己の技術資料の記載事項のうち、簡易な施工計画に係るものについては、必ず履行しなければならない。ただし、市長が適切でないと認める記載事項については、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により履行しなければならない事項（以下「履行義務事項」という。）を、落札者に書面により通知するものとする。

4 履行義務事項は、原則として設計変更等の対象としないものとする。

5 市長は、履行義務事項の履行状況を検査することができる。この場合において、市長が当該履行義務事項の全部又は一部が履行されていないと認めるときは、落札者は、市長の求めに応じ、その理由を書面により回答しなければならない。

6 市長は、前項後段に規定する場合においては、その履行義務事項に係る工事の施工に係る工事成績評定点（尼崎市工事施行規程（昭和44年尼崎市訓令第5号）第43条の規定により作成される工事成績評定書における評定点をいう。）を減点することができる。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によりその履行が困難であると認めるときは、この限りでない。

7 市長は、入札参加申込書等への虚偽記載その他明らかに悪質な行為があった場合は、工事成績評定点の減点、入札参加停止その他の措置を講ずることができる。

(技術提案等の内容の非公表等)

**第16条** 提示のあった技術提案等の内容は、その採否にかかわらず、公表しない。

2 技術提案等について、今後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用することができるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案等については、この限りでない。

(費用負担)

**第17条** 入札参加申込書等の作成及び提出に要した費用は、当該作成及び提出を行った者の負担とする。

(評価理由に係る苦情の申立て等)

**第18条** 入札参加業者は、技術資料の評価について不服があるときは、市長に対し、第13条の規定による公表の日から7日以内に、当該評価の理由について苦情の申立てを行うことができる。

2 前項の規定による苦情の申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 苦情を申し立てる入札参加業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
- (2) 苦情申立の対象となる工事の名称
- (3) 苦情申立ての内容及び理由

3 市長は、第1項の規定による苦情の申立てを受けたときは、速やかに回答の案を審査会に審査させたいうで、その申立てをした者に書面により回答するものとする。

4 前項の規定による回答について不服がある者は、尼崎市競争入札の手續等に係る苦情の処理に関する要綱(平成21年10月22日実施)第6条第1項の規定による再苦情申立てをすることができる。

(実施の細目)

**第19条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、総務局長が定める。

**付 則**

この要綱は、平成21年7月31日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成21年10月22日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成25年6月7日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

**付 則**

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

## 別表

## 簡易型総合評価落札方式 評価項目及び配点表

分類		評価項目	配点		
			評価区分	点数	加算点
簡易な施工計画	1 施工計画	工程管理 施工管理 品質管理 安全管理	要求項目に対して、現地の条件を考慮した特段の工夫が見られる。	3	0～12
			要求項目に対して、適切な措置が示されている。	1	
			要求項目に対して、措置が示されている。	0	
			未記入（白紙）又は不適切である。	欠格	
企業の施工能力等	2 企業の施工実績	過去15年間における同種工事の施工実績の有無	同種工事を施工した実績がある。	2	最大で8点とする 0～12
			実績がない。	0	
	3 配置技術者の能力	過去15年間における技術者の同種工事の従事経験	監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を配置して同種工事を施工した実績がある。	2	
			実績がない。	0	
	ISO等の取組状況	ISO等の取組状況	ISO9001に併せてISO14001又はエコアクション21のいずれかの認証を取得している。	2	
			ISO9001又はISO14001若しくはエコアクション21のいずれかの認証を取得している。	1	
			ISO9001又はISO14001若しくはエコアクション21の認証をいずれも取得していない。	0	
		災害活動等への取組	尼崎市と災害協定を締結している。	1	
			尼崎市と災害協定を締結していない。	0	
		雇用対策（身体障害者等の雇用状況）	雇用している。	1	
			雇用していない。	0	
		雇用対策（保護観察対象者等の雇用状況）	協力雇用主としての登録があり、3か月以上の雇用している。	1	
			協力雇用主としての登録がある。	0.5	
			協力雇用主としての登録がない。	0	
	男女共同参画社会づくりへの取組	尼崎市男女共同参画推進事業者として認定されている。	1		
		尼崎市男女共同参画推進事業者として認定されていない。	0		
	4 地域貢献等	若年技術職員の育成及び確保の状況	若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上の場合又は1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が技術職員の人数の1%以上の場合であって経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において確認できるとき。	1	
			若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上でない場合又は1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が技術職員の人数の1%以上でない場合であって経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において確認できるとき。	0	
	「健康経営」の取組	経済産業省が実施する「健康経営銘柄」及び「健康経営優良法人」の顕彰制度において認定されている	1		
		経済産業省が実施する「健康経営銘柄」及び「健康経営優良法人」の顕彰制度において認定されていない	0		
主たる営業所の所在地	本店又は本社の所在地が尼崎市である。	1			
	本店又は本社の所在地が尼崎市ではない。	0			
加算点の合計					

注) 1 簡易な施工計画の評価項目は、4項目のうち2項目以上を選択すること。

2 選択された評価項目のうち一つでも欠格と評価されるものがあつたときは、その入札参加者は失格とする。

3 評価項目のうち、ISO等の取組状況における「ISO14001」及び「エコアクション21」は、本店及び支店等営業所全てが認証されていないといけない。

4 評価項目のうち、主たる営業所の所在地は、入札参加資格を市内業者に限定している場合にあっては、選択しない。